

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人伊藤忠記念財団（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第31条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員、非常勤役員及び評議員の職務執行の対価として、別表の基準により、報酬を支給することができる。

但し、常勤役員の報酬には、使用人勤務給与を含む。

2 前項にかかわらず、伊藤忠商事株式会社の役員、相談役、常勤顧問及び職員が、この法人の役員・評議員を兼務する場合、上記報酬は原則支給しないものとする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤役員に対する月額報酬は、毎月一定の日に支払い、退職金は退職時に別表の基準により支払いするものとする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会に出席した場合、別表の基準によりその都度支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人伊藤忠記念財団の設立の登記の日（平成24年1月4日）から施行する。